

R8 元荒川第 5 処理分区下水道工事（第 2 工区） 特記仕様書

（趣旨）

第 1 条 この特記仕様書は、埼玉県土木工事共通仕様書に定めるもののほか、工事に関し必要な事項を定めるものとする。

（適用）

第 2 条 この特記仕様書は、次の工事に適用する。

- ・工 事 名 R8 元荒川第 5 処理分区下水道工事（第 2 工区）
- ・工事箇所 熊谷市末広三丁目地内

（共通事項）

第 3 条 受注者は工事着手前に作業工程を計画し、施工計画書をもとに監督員との打合せを行ってから着手すること。

2 設計と異なる資材及び施工機種を使用する場合には、事前に監督員と協議すること。

3 受注者は、工事着手前に関係地権者及び関係者に工事協力の挨拶を必ず行うこと。

特に駐車場前の工事を行う時は事前に所有者との調整を十分に行うこと。

4 受注者は、「資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）」等に基づき、次の対象工事について、工事着手前に本工事に係る「再生資源利用計画書」、「再生資源利用促進計画書」及び「工事登録証明書」を建設副産物情報公開システム（COBRIS）により作成し、施工計画書に含め各 1 部提出する。

また、工事完成後速やかに計画の実施状況（実績）について、「再生資源利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」及び「工事登録証明書」を同システムにより作成し、各 1 部提出するとともに、これらの記録を工事完成後 5 年間保存すること。

○ 再生資源利用計画書（実施書）の作成対象工事（下記のいずれかに該当する工事）

- ① 500 m³以上の土砂を搬入する工事
- ② 500 t 以上の砕石を搬入する工事
- ③ 200 t 以上の加熱アスファルト混合物を搬入する工事
- ④ 最終請負金額 1 0 0 万円以上の工事

○ 再生資源利用促進計画書（実施書）の作成対象工事（下記のいずれかに該当する工事）

- ① 500 m³以上の建設発生土を搬出する工事
- ② アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、及び建設発生木材の合計で 200 t 以上搬出する工事
- ③ 最終請負金額 1 0 0 万円以上の工事

5 受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更にに関して発注者等が行った土壤汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。

また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

6 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、「再生資源利用促進計画」に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と前項で行った確認結果を、

委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。

- 7 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。

- 8 受注者は、施工計画書に建設廃棄物の処理計画を添付する。なお、建設廃棄物の処分にあたり、排出事業者は処理業者と建設廃棄物処理委託契約を締結し、同契約書の写しを処理計画に添付する。

また、収集運搬業務を収集運搬業者に委託する場合は、別に収集運搬業者と建設廃棄物処理委託契約を締結する。

- 9 建設廃棄物については、「産業廃棄物処理におけるマニフェストシステム」に基づく、建設廃棄物マニフェスト A 票、B2 票、D 票、E 票を監督員に提示し、確認を受ける。また、工事検査時には原本を提示しなければならない。

(建設発生土の搬出)

第 4 条 建設発生土は、下記に示す条件により工事間利用を図るものとする。

なお、搬出の手続き等は監督員の指示による。

ア 搬 出 先 (株) HKC

イ 土質及び処分量 第 2 種建設発生土 4 1 5 . 0 m³

ウ 搬 出 時 期 工期内

- 2 受注者は、500 m³以上の建設発生土を搬出する場合は、埼玉県土砂の搬出、たい積等の規制に関する条例（埼玉県土砂条例）に基づき、土砂排出届出書を受理担当機関へ提出する。
- 3 受注者は、規定様式により搬出前に搬出先市町村の建設発生土担当窓口あてに建設発生土の搬出情報を郵送・FAX 等で提供し、その写しを監督員に提出する。

(舗装版切断時に発生する濁水の処理)

第 5 条 舗装版切断時に発生する濁水の処理に関し必要な事項を定めるものとする。

- 2 受注者は、回収した濁水を次のとおり処理するものとする。

・種類及び処理量 汚泥（油分を含む汚泥）1 . 5 2 2 m³

・中間処理施設 (株)タカヤマ

・処 理 方 法 中間処理後、最終処分場に搬入（処理に焼却又は熔融を含まず。）

- 3 受注者は、別の中間処理施設を選定する場合には、事前に監督員と協議するものとする。
- 4 受注者は、舗装版切断作業を行いながら濁水を可能な限り回収し、作業後速やかに回収した濁水を産業廃棄物の汚泥（油分を含む汚泥）として中間処理施設に運搬及び処理するものとする。
- 5 受注者は、汚泥の中間処理業の許可を受けている業者と産業廃棄物処分委託契約を締結しなければならないものとする。

- 6 受注者は、濁水の処理に関する履行について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において定める産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）により管理するものとする。

- 7 濁水処理量については、舗装版の切断延長や切断厚が変わった場合を除き、原則として設

計変更の対象としないものとする。

- 8 受注者は、舗装版切断時に濁水を生じない工法を使用する場合においては、事前に監督員と協議するものとする。

(建設廃棄物の再資源化等)

第6条 受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年5月31日法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。)に基づいて、特定建設資材(コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート)の分別解体等及び再資源の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等については設計図書に、再資源化については以下の積算条件を設定しているが、費用等については契約締結時に発注者と受注者の間で確認される事項であるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督員と協議するものとする。

○再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種	施設の名称	所 在 地
アスファルト	熊谷アスコン(株) 熊谷アスコン・UDK	熊谷市戸出322-1

※上記は積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。ただし、原則として再生資源化施設へ搬出すること。

なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものではない事項についてはこの限りではない。

- 2 受注者は、契約前に「分別解体等の計画等」について、文書で発注者に説明するものとする。
- 3 受注者は、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条第1項に基づき、以下の事項等を別紙「再資源化等報告書」に記載し、監督員に報告しなければならない。

- ・ 特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了した年月日
- ・ 特定建設資材廃棄物の再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・ 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用

また、同条第1項に基づき、特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、保存しなければならない。

なお、資源有効利用促進法等に基づく再生資源利用実施書・再生資源利用促進実施書を作成している場合は、その写しを参考資料として報告書に添付するものとする。

- 4 受注者は、工事の施工に当たっては、平成14年3月18日に策定した「彩の国建設リサイクル実施指針」を遵守し、建設資材廃棄物の再資源化等に努め、廃棄物の減量を図らなければならない。

(再生資材の利用)

第7条 下記の再生資材を、備考欄の部分に利用すること。

資 材 名	規 格	備 考
再生密粒度アスコン	(13) - 50	表層等
再生細粒度アスコン	(13) - 50	表層等
再生切込碎石	40mm 以下	車道路盤等
再生粒調碎石	40mm 以下	車道路盤等
再生砂	細留分 含有率50%未満	管基礎等

なお、現場から40kmの範囲の再資源化のための施設から供給が困難な場合は、新材への設計変更の対象とする。

(受領書の交付)

第8条 受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。

(安全対策)

第9条 工事箇所に住民、児童等が工事区域に侵入しないよう標識・バリケード・保安灯を設置し、事故が発生しないよう注意すること。

2 工事中は交通誘導員を配置し、通行車両や歩行者に注意を促し事故を未然に防ぐこと。

3 事故等が起こった時は必ず報告すること。

4 仮復旧箇所で凸凹がある場合、危険を予告する看板を設置すること。

(例：段差あり危険ですので徐行してください。)

5 埋設物・工作物等に近接する箇所を掘削する場合は、安全上の措置を行うこと。

(施工管理、品質管理、写真管理)

第10条 この工事については、埼玉県土木工事实務要覧に準じて行うこと。

なお、管理写真の黒板に日付を記入し撮影すること。

(工事支障物件等)

第11条 地下埋設物については、必ず着工前に各機関へ埋設物の確認を行い、その結果を基に監督員と協議を行い、必要がある場合には試掘調査を行うこと。また、試掘等の立会を各機関へ求める際には、必ず事前に(1週間前程度)立会依頼を行うこと。

2 掘削時に不明な埋設物が出た場合は速やかに監督員に報告すること。また、独断で施工を進めず監督員と協議すること。

3 表層・路盤等の転圧時には埋設物に影響が出ないようにすること。

4 既設道路占用物件の損害事故については、受注者の負担において処理し、事故報告書を必ず提出すること。

5 不明管については、着工前に調査し工事に支障がある場合には、監督員と協議をすること。

6 この他に支障物件がある場合は、監督員と協議すること。

(周辺対策)

第12条 施工箇所に隣接する工作物等に事前調査を行い、その結果を監督員へ提出すること。

なお、工作物等に傾斜や損傷等ある場合は、入念に事前調査すること。

2 調査内容については、工作物等の状況について調査するものとし、工事との因果関係が把握できるように資料を作成するものとする。

- 3 調査方法については、写真により記録する。また、必要に応じ別途、監督員が指示する調査方法を行うこと。
- 4 事前調査を行った結果は、工事着手前に監督員へ提出すること。
- 5 受注者は工事着手前に工事区域に隣接する地権者に対し、工事内容（施工時期等）の協力依頼を調査すること。また、出入口の位置及び幅員について予め調整するとともに、工事中の出入を確保する計画を定めなければならない。
- 6 受注者は、発注者が関係者へ配布した「下水道取付管確認書」について、第3条第3項に基づく挨拶等の時に関係者から回収し整理して完成書類として提出すること。また、受注者は関係者から取付管設置位置の調査等の希望があった際には、調査を行うこととする。なお、本回収業務及び調査は極端な関係者の増減等の場合を除き、原則として設計変更の対象としないものとする。
- 7 受注者は、上記第1項から第6項の調査により知り得た個人情報の取扱いは十分配慮しなければならない。

（その他事項）

第13条 本仕様書に記載のない事項については、受注者及び発注者が協議して別途定めるものとする。

また、協議・承諾・指示等は必ず書面で行うものとする。

（法定外の労災保険の付保）

第14条 受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

また、受注者は「熊谷市建設工事請負契約約款第57条（火災保険等）」第2項に基づき保険締結したときは、速やかに発注者に提示し確認を受けることとする。

（週休2日制モデル工事）

第15条 本工事は、熊谷市「週休2日制モデル工事（現場閉所型）」の試行工事である。試行の実施は、熊谷市「週休2日制モデル工事」試行要領によるものとする。試行要領は、熊谷市総務部契約課ホームページで確認のこと。

第16条 成果品は「熊谷市電子納品運用ガイドライン」に基づく電子データによる納品（以下「電子納品」という。）を行うこと。なお、同ガイドラインに基づき、電子納品の対象となる書類の紙提出は要しない。電子納品の実施にあたっては予め熊谷市のウェブページを参照すること。

2 受注者は、発注者が電子データで提供した貸与図書について、発注者の許可なく第三者に提供してはならない。また、必要がなくなった場合は直ちに破棄すること。

第17条 本工事は、受発注者間で情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システム運用の対象工事である。

ただし、工事の内容や規模、地域要件等を勘案し、やむを得ない理由があると認められる場合は、この限りではない。

実施にあたっては、「熊谷市建設工事情報共有システム試行要領」に基づくものとする。